

利用料金

(1) 介護給付によるサービス基本料金

区 分	1日当たりの利用料金	介護保険適用時の1日当たりの自己負担額		
		1割	2割	3割
要介護度1	5,960円	596円	1,192円	1,788円
要介護度2	6,650円	665円	1,330円	1,995円
要介護度3	7,370円	737円	1,474円	2,211円
要介護度4	8,060円	806円	1,612円	2,418円
要介護度5	8,740円	874円	1,748円	2,622円

(注) 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は、一旦1日当たりの利用料金をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。

サービス提供証明書を後日山形市の窓口に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

(2) その他介護給付サービス加算

	加 算	1日当たりの利用料金	介護保険適用時の1日当たりの自己負担額		
			1割	2割	3割
①	送迎加算	片道 1,840円	片道 184円	片道 368円	片道 552円
②	夜勤職員配置加算(I)	130円	13円	26円	39円
③	短期生活長期利用者提供減算 (提供30日越え)	-300円	-30円	-60円	-90円
④	機能訓練指導体制加算	120円	12円	24円	36円
⑤	介護職員処遇改善加算(I)	サービス費×加算率(8.3%)			
⑥	介護職員等特定処遇改善加算(I)	サービス費×加算率(2.7%)			

※ 通常の送迎の実施地域は山形市内

※ 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として令和3年4月1日より令和3年9月30日までの間、基本報酬に0.1%加算させていただきます。

(3) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

① 食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）

利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。

実費相当額の範囲内にて負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額（1日当たり）のご負担となります。

	通常 (第4段階)	介護保険負担限度額認定証に 記載されている額			
食事の 提供に要 する費用	1日の合計 1445円	第1段階	第2段階	第3段階 ①	第3段階 ②
	朝 昼 夕 445円 500円 500円	1日 300円	1日 600円	1日 1000円	1日 1,300円

②居住《滞在に要する費用〔光熱水費及び室料（建物設備等の減価償却費）】

1日あたりの利用料（居住費）

居住（滞在） に要する費用	通常 (第4段階)	介護保険負担限度額認定証に記載されている額		
		第1段階	第2段階	第3段階
多床室	1日 855円	1日 0円	1日 370円	1日 370円

③理容費 1回 2,800円（金額は業者が設定）